

国際線旅客ターミナルビル入館者へのお願い

1. 禁止行為

(1) 次に掲げる行為を行うことは、堅くお断りいたします。

- ① 建物、施設、看板等を汚損または損傷すること。
- ② 駐機場に物を投げる等、航空機の運航に支障をきたすおそれのある行為をすること。
- ③ 次の物を持ち込むこと。
 - ア. 爆発物、発火または引火しやすい物、その他の危険物
 - イ. 刃物、棒、その他の人に危害を加えるおそれのある物
 - ウ. 臭気を発する物、長大な物並びに建物または施設を汚損したり、損傷するおそれのある物
- ④ 喫煙場所以外の場所において喫煙すること。
- ⑤ 紙屑、使用済みの容器その他不用の物を所定の場所以外の場所に捨てたり、または手荷物その他の物をみだりに放置すること。
- ⑥ 動物を連れて立ち入ること。ただし、本来の目的に使用される盲導犬・聴導犬・介助犬および航空貨物として取り扱われるものを除く。
- ⑦ タクシー、ハイヤー等の客引き行為をすること。
- ⑧ 演説、示威行進、その他これらに類似する行為をすること。
- ⑨ 高歌放吟、乱暴、その他一般の方の迷惑となるような行為をすること。
- ⑩ 航空機のご利用者及びその関係者以外で宿泊等長期にわたって滞留を行うこと。

(2) 当社の承認を受けないで、次に掲げる行為を行うことは堅くお断りいたします。

- ① 立入りの禁止を表示した場所に立ち入ること。また、旅客以外の方が旅客通路等の旅客専用の区域に立ち入ること。
- ② 火気を使用すること。
- ③ 寄付金の募集をすること。
- ④ 物品の販売、配布等をすること。
- ⑤ 看板、旗、印刷物、書面等の掲示または配布すること。
- ⑥ 営業としての写真の撮影をすること。
- ⑦ 映画、テレビ等の撮影、録画をすること。
- ⑧ 広告、宣伝、その他これらに類似する行為をすること。
- ⑨ ターミナルビル敷地内に車両を駐停車すること。または自転車、バイク等を放置すること。

2. 入場の制止、退去

次の場合には、入場をお断りし、または退去を求めることがあります。

- (1) 前項の規定に違反したとき、または違反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 安全、衛生、風紀または秩序を乱すおそれがあるとき。

3. 供用の休止、制限

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合で、ターミナルビルの管理上の必要があると認められるときは、供用の休止または使用方法の制限をすることがあります。

- (1) 天災地変、その他異常な事態が発生したとき。
- (2) 施設の修理、その他の工事を行うこと。
- (3) その他、やむを得ない事由が生じたとき。

※詳しくは「国際線旅客ターミナルビル供用規則」をご参照下さい。

(問合せ先 : 防災センター TEL 03-6428-0112)

平成22年10月21日

東京国際空港ターミナル株式会社